

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（J A S 法）
の一部を改正する法律（平成 1 7 年 6 月 2 2 日法律第 6 7 号）につ
いて

I 趣 旨

消費者の食料品等の選択に資するため、流通の方法についての基準を内容とする J A S 規格の制定を可能とするとともに、公益法人改革を推進するため、製品に J A S マークを貼付することができる製造業者等を認定する登録認定機関の登録基準を法律に明記する等の措置を講ずる。

II 改正の内容

1. 流通の方法についての基準を内容とする J A S 規格の制定

民間の高度な流通管理を促進するとともに、流通方法に特色のある農林物資についての消費者の選択に資するため、流通の方法についての基準を内容とする J A S 規格を導入する。

2. 公益法人改革に対応した登録認定機関制度の改善等

- (1) 農林水産大臣又はその代行機関が J A S マークを貼付することができる製造業者等を認定する仕組みを、民間の第三者機関がこれを認定する仕組みへと移行するため、次の措置を講ずる。
 - ① 登録認定機関の登録に際し、行政の裁量の余地がない形での登録が可能となるよう、登録基準として国際標準化機構が定める基準等を定める。
 - ② 登録認定機関に対する国の関与を事後監視型へと移行するため、業務規程及び認定手数料の認可制を届出制に変更するとともに、登録後の農林水産大臣による登録基準への適合命令及び業務改善命令を創設する。
 - ③ 登録外国認定機関制度についても同様の見直しを行うとともに、登録に際し、その属する外国が J A S 制度と同等の制度を有することとしている要件を廃止する。
- (2) 登録格付機関、都道府県及び独立行政法人農林水産消費技術センターによる格付を廃止し、登録認定機関から認定を受けた製造業者等が J A S マークを貼付する仕組みに一本化する。
- (3) 製造業者等に加えて、製造工程を管理し、かつ、製品が J A S 規格に適合するかどうかの検査を行う能力を有する販売業者又は輸入業者も、登録認定機関の認定を受けて J A S マークを貼付することができることとする。

3. その他

(1) 登録審査体制等の充実

農林水産大臣は、必要に応じて、登録認定機関の登録審査のための調査及び登録後の立入検査を独立行政法人農林水産消費技術センターに行わせることができることとする。

(2) その他所要の規定の整備

Ⅲ 施行期日

平成18年3月1日（なお、新制度への円滑な移行を図るため、所要の措置を講ずる。）。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（ＪＡＳ法）の一部を改正する法律（平成１７年６月２２日法律第６７号）の概要

１．ＪＡＳ規格制度の改善

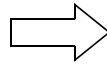
○ ＪＡＳ規格

【現行制度】

- ・ 現行ＪＡＳ規格は、①一般的な品質、②生産の方法、の２種類のみ

【課題】

- ・ 活魚流通等高度な品質管理を行う流通管理技術に対応できるＪＡＳ規格がない



○新たなＪＡＳ規格の制定

- ・ 流通の方法についての基準を内容とするＪＡＳ規格の導入

２．登録認定機関制度等の見直し

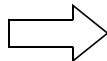
○ 登録認定機関制度

【現行制度】

- ・ 登録認定機関の登録基準の一部を省令等で規定
- ・ 登録認定機関の行う認定業務は行政代行型（大臣も認定を行い得る）
- ・ 登録認定機関への関与は業務規程や認定手数料の認可など事前の関与を重視
- ・ 登録外国認定機関の登録には、その国にＪＡＳ制度と同等の制度が必要

【課題】

- ① 公益法人改革に関する閣議決定（平成１４年３月）を実行する必要
- ② 民間の活動に対する国の関与は事後監視型へ移行する必要
- ③ 登録外国認定機関についても上記①及び②の見直しが必要



○登録認定機関は民間の第三者機関に移行（登録外国認定機関も同様の見直し）

- ・ 登録基準を法律に明確に規定
- ・ 大臣による認定は廃止
- ・ 手数料等の認可を届出に改めるとともに、業務改善命令の創設等により事後監視体制を充実
- ・ 登録外国認定機関の同等の制度に係る要件は廃止

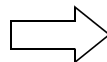
○ 登録格付機関制度

【現行制度】

- ・ 近年、効率性の点から格付実績が減少

【課題】

- ・ 登録認定機関制度の見直しと併せて格付業務全体の効率化を図る必要



○登録格付機関等による格付を廃止

- ・ 認定を受けた製造業者等によるＪＡＳマーク貼付に一本化

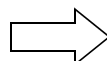
○ ＪＡＳ規格（マークを付す者の範囲）

【現行制度】

- ・ 登録認定機関から認定を受けた製造業者等のみ（登録格付機関等を除く）

【課題】

- ・ 販売業者等が自社ブランド商品について製造工程の管理を行っている場合等でも自らマークを付すことができない

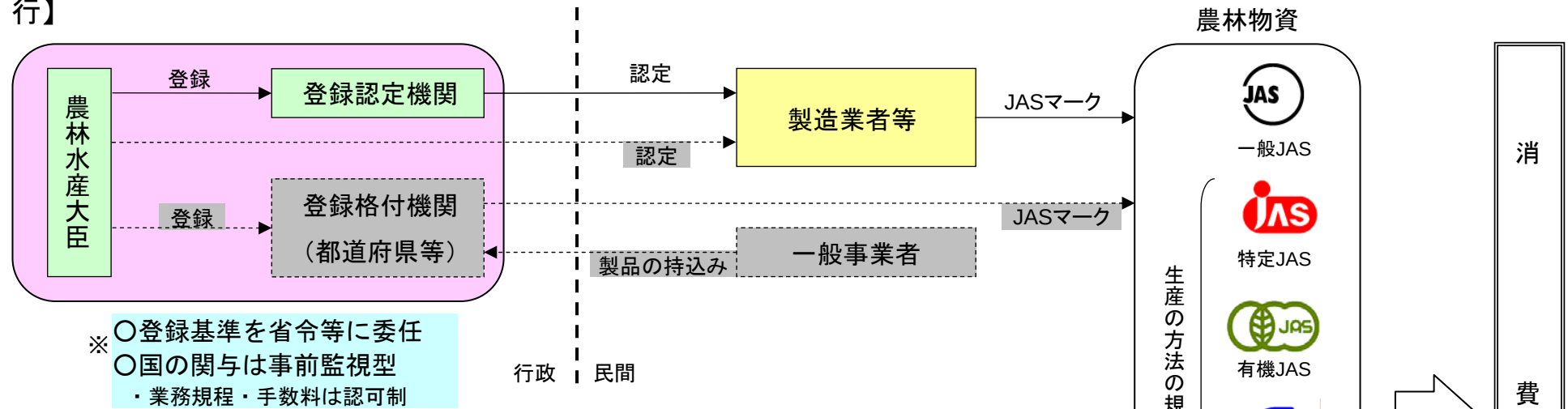


○ＪＡＳマークを貼付できる者の範囲を拡大

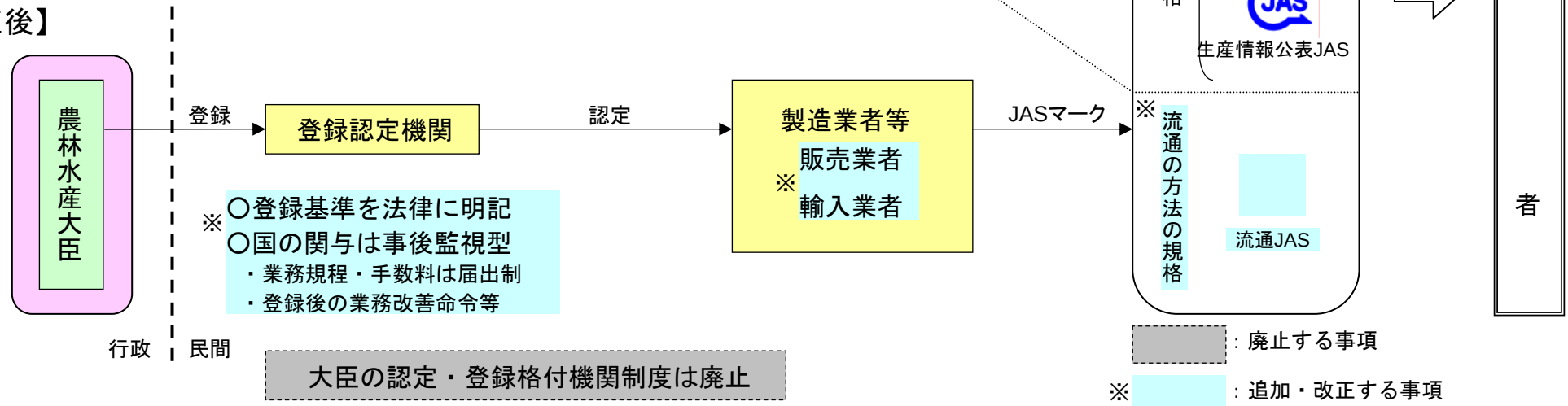
- ・ 製造工程を管理することができる販売業者・輸入業者を認定の対象に追加

JAS法改正のポイント

【現 行】



【改正後】



○ その他の改正事項

- ① 外国の登録認定機関についても同様の見直しを行い、その国にJAS制度と同等の制度が存することを求める要件を廃止
- ② 必要に応じて、(独)農林水産消費技術センターに登録認定機関の登録時の調査を行わせることができることとする等